| | |
|---|---|
| 1　基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針<br>⑴　国内放送の普及<br>ア　地上基幹放送<br>地上基幹放送については、地上基幹放送局（地上基幹放送をする無線局をいう。）を用いて行われる当該放送を国民に最大限に普及させるようにするため、次のとおりとする。<br>㋐　中波放送<br>協会の放送については総合放送１系統の放送及び民間基幹放送事業者の放送については１系統の放送が、全国各地域においてあまねく受信できること。ただし、全国の主要地域において行う民間基幹放送事業者の放送については、２系統以上の放送が各主要地域においてあまねく受信できること。<br>［㋑～㋓　略］<br>［イ・ウ　略］<br>［⑵～⑷　略］<br>［２・３　略］<br>［第２　略］<br>第３　基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数（衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあっては、放送系により放送をすることのできる放送番組の数）の目標<br>［１　略］<br>２　国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標<br>［⑴　略］<br>⑵　地上基幹放送（デジタル放送以外の放送）<br>ア　中波放送 | 1　［同左］<br>⑴　［同左］<br>ア　［同左］<br>［同左］<br>㋐　中波放送<br>協会の放送については、総合放送及び教育放送各１系統の放送並びに民間基幹放送事業者の放送については、１系統の放送が全国各地域においてあまねく受信できること。ただし、全国の主要地域において行う民間基幹放送事業者の放送については、２系統以上の放送が各主要地域においてあまねく受信できること。<br>［㋑～㋓　同左］<br>［イ・ウ　同左］<br>［⑵～⑷　同左］<br>［２・３　同左］<br>［第２　同左］<br>第３　［同左］<br>［１　同左］<br>２　［同左］<br>［⑴　同左］<br>⑵　［同左］<br>ア　［同左］ |

| 基幹放送の区分 | | | 放送対象地域 | 放送系の数の目標 |
|---|---|---|---|---|
| 協会の放送 | 総合放送 | 広域放送 | 関東広域圏、中京広域圏及び近畿広域圏の各区域 | 放送対象地域ごとに１ |
| | | 県域放送 | 関東広域圏、中京広域圏及び近畿広域圏に属する県を除く道県の各区域 | 放送対象地域ごとに１ |
| ［略］ | ［略］ | | ［略］ | ［略］ |
| | | | ［略］ | ［略］ |
| | ［略］ | | ［略］ | ［略］ |
| | | | ［略］ | ［略］ |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ［同左］ | | | ［同左］ | ［同左］ |
| ［同左］ | 総合放送 | 広域放送 | 関東広域圏、中京広域圏及び近畿広域圏の各区域 | 放送対象地域ごとに１ |
| | | 県域放送 | 関東広域圏、中京広域圏及び近畿広域圏に属する県を除く道県の各区域 | 放送対象地域ごとに１ |
| | 教育放送 | | 全国 | １ |
| ［同左］ | ［同左］ | | ［同左］ | ［同左］ |
| | | | ［同左］ | ［同左］ |
| | ［同左］ | | ［同左］ | ［同左］ |
| | | | ［同左］ | ［同左］ |

| | |
|---|---|
| ［イ～エ　略］<br>［⑶～⑸　略］ | ［イ～エ　同左］<br>［⑶～⑸　同左］ |

備考　表中の［　］の記載は注記である。